

福井県丹南広域組合会計年度任用職員の給与に関する規則

令和2年4月1日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、福井県丹南広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年福井県丹南広域組合条例第1号。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 会計年度任用職員の給与に関しては、越前市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年越前市規則第13号。）の例による。ただし、新たに会計年度任用職員となった者のうち、別表第1の左欄に掲げるものの号給は、別表第1の右欄のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職種	給料月額 (級号給)
丹南青少年愛護センター支所長	1-4
丹南青少年愛護センター常任補導委員	1-5を基準とした額